

合併協議会だより

総務大臣が合併決定を告示

平成17年3月31日に豊後大野市の誕生が正式決定しました。



豊後大野市長職務執行者、決定。

2月22日、第25回合併協議会を千歳村で開催。



2005

第23号

平成17年3月

第25回合併協議会

第25回合併協議会が2月22日、千歳村役場大会議室で開催されました。

協議として、「豊後大野市の事務所について」、合併協定項目「地方税の取り扱い」の内容の一部変更について、提案されました。

また、合併準備会で調整しました項目について報告がありました。



あいさつをする阿南宏千歳村長

<協議第62号・確認された調整項目内容>

新市の事務所の位置（協定項目第4号 平成15年12月25日確認）

- (1) 新市の事務所は、三重町に置く。
- (2) 大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までは新庁舎の建設が不可能であることから、当面は、現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。
- (3) 新市の事務所については、本庁方式とするが、現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能を全て備えることが極めて困難であるため、新庁舎完成までのおおよそ5年間は、暫定的な本庁方式を採用する。
- (4) 支所については、当面、総合支所方式とし、本庁舎完成後も住民サービスの維持向上の観点からその機能の充実に努める。
- (5) 新庁舎の建設候補地については、小委員会を設置し、専門的、具体的に調査・検討する。
- (6) 小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。

確認された内容

豊後大野市の事務所について

新市誕生後、行政関係者、住民代表、識見者等で構成する「豊後大野市本庁舎建設検討委員会（仮称）」を速やかに設置し、新市の象徴である本庁舎の早期完成を図るため、下記の(1)～(3)の課題を踏まえた総合的な検討を行う。

新庁舎の建設検討に向けての課題整理

(1) 法律上の課題

地方自治法第4条第2項において、事務所の設置又は変更にあたっては、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされている。よって、住民の利便性を考慮した交通事情を最優先に考慮すべきである。

(2) 財政上の課題

新市事務所の建設は、新市における優先的な課題として早期に着手すべきであることは言うまでもない。ただし、新市の行財政基盤の確立を図るためにも、本庁舎建設と言えども質素・儉約に努めるべきである。

そのため、事務・事業の見直し、職員の適正化等、行財政改革の積極的な推進を図り、とりわけ財政状況を勘案した上で、建設の場所・規模等を検討・決定すべきである。

(3) まちづくり施策上の課題

新市事務所は、その周辺に大きな経済効果をもたらすとともに、情報の集積及び発信拠点としての機能もあり、新市の象徴であることは言うまでもない。

そのため、本庁舎の位置については、新市のまちづくりと結合させて検討すべきである。

＜協議第63号・確認された項目内容＞

協定項目内容の変更について確認されました。

地方税の取扱い（協定項目第8号 平成15年12月25日確認）の一部を変更

〔変更前〕納税通知の方法（個人町村民税・固定資産税・軽自動車税）については、新市において自治会長（仮称）の公務として行う。

〔変更後〕納税通知の方法（個人町村民税・固定資産税・軽自動車税）については、新市において郵送で行う。

変更理由として、国民健康保険税、介護保険料の納税通知書は郵送となっていることから、整合性を図るため、行政連絡員の業務から納税通知書の配布を除外することとした。

＜報告第30号＞

豊後大野市長職務執行者について

新市発足の3月31日から選挙による市長決定までの期間の豊後大野市長職務執行者に、現清川村長の森健一氏が決定したことが報告されました

豊後大野市長職務執行者について

豊後大野市長職務執行者：清川村長 森 健 一

任期：豊後大野市の設置の日から同市の長が選挙されるまでの間



豊後大野市が発足するにあたり、合併の前日（3月30日）をもって、大野郡5町2村の町村長は失職となり、新市発足（3月31日）から50日以内に市長を選挙することになります。

この選挙によって市長が選出されるまでの間、新市では市長が不在となりますので、地方自治法施行令第1条の2第1項の規程により、市長が決まるまでの間の職務執行者を置くことになります。この職務執行者については大野郡5町2村の町村長の協議によって決定しました。

＜報告第31号＞

豊後大野市行政組織及び機構の一部変更について

生活福祉部の分割

- (1) 生活福祉部は、職員100人の大きな組織であり、今後益々行政需要が高まるであろう環境、健康、福祉等の分野を抱え、さらに合併に伴う福祉事務所機能の大分県からの移管等により、これまで部の分割を真摯に検討されてきた経緯がある。多くの業務を抱えながら、1人の部長では現実には目が行き届かず、指揮・命令系統において大きな障害となることが危惧されることから、これまでの議論を踏まえ、豊後大野市発足時における行政組織の最終段階での見直しにより、2部に分割することとした。
- (2) 公立おがた総合病院は、現状では地方公営企業法一部適用であり、地方公共団体の地方機関として、つまり行政組織上は市長部局の所属として位置づけられるべきものである。
生活福祉部 → ■生活環境部 ……窓口、環境、人権部門
 ■保健福祉部 ……福祉、健康部門
 ■公立おがた総合病院
- (3) 部を新設するにあたり、健康専門部署として健康増進室を設置することとし、環境衛生行政の一元化を図るため、環境衛生課を設置した。
- (4) 人権推進の拠点施設である隣保館については、本庁直轄とした。
- (5) 教育委員会事務局の充実を図るため文化財課を設置した。

（次ページ組織図参照）

新市行政組織図

市長
助 役

教育委員会
教 育 長



※会計課、議会、監査、選管及び農委事務局、消防本部並びに支所については「合併協議会だより第22号」で掲載したとおりです。

〈報告第32号〉 合併準備調整項目について

これまでに調整された約2,400項目のうち「合併までに調整する、統一する」という協定項目に係る主な調整結果を報告しました。

緒方町、朝地町に係る消防及び救急に関する事務について

- ・新竹田市に事務委託する。

行政連絡員の取扱いについて

- ・区長、駐在員、自治委員等の行政連絡員の名称は「自治委員」とする。
- ・自治委員の任期は2年とし、原則として、行政区内の自治組織の代表者を自治委員とする。

国民健康保険税の基礎課税額について

- ・算定方式は4方式とし、具体的な税率の算定は医療費の動向及び急激な住民負担増とならぬよう配慮しながら新市発足後すみやかに国保運営協議会に諮り決定する。

市報について

- ・名称は「市報ぶんごおおの」とし、毎月1回発行する。

斎場、火葬場について

- ・当分の間、旧緒方町・朝地町の火葬業務は竹田市に事務委託する。
- ・三重町外4ヵ町村葬祭場及び大野町火葬場は市が運営維持管理を行う。
- ・斎場、火葬場の窓口受付は本庁及び各支所で行う。

敬老年金、祝金、祝品について

- ・敬老年金、敬老祝金は廃止し、祝品は80才、100才に達した高齢者に支給する。

高齢者生活支援事業、介護予防事業、家族介護支援事業等について

- ・「介護予防・地域支え合い事業」実施要項により実施する。

老人福祉電話等設置事業について

- ・市内全域で、年齢がおおむね65才以上で安否の確認を必要とする要保護者または準じる者を対象とする。

乳幼児医療費助成事業について

- ・市内全域の3才から6才の乳幼児医療費自己負担額の2分の1以内を助成する。

母子・父子・寡婦医療費助成事業について

- ・市内全域の対象世帯に対し助成する。

老人保健事業について

- ・基本健康審査の自己負担は無料とし、がん検診等その他の検診の自己負担は200円～400円とする。
- ・医療機関委託検診（節目検診）の自己負担については基本健診分は無料とし、その他の検診項目については委託料の1割とする。

予防接種について

- ・インフルエンザ予防接種は自己負担額のうち1人1回につき1,500円を助成することとし、他の予防接種は自己負担なしとする。

畜産関係事業について

- ・肉用牛導入については、導入価格が50万円以上の子牛に対し、50万円を超えた額の1/2を補助する。(但し上限25万円)
- ・乳用牛導入については、導入価格が60万円以上の乳牛に対し、30万円を上限に補助する。(補助率30%)

農業土木関係事業について

- ・農道整備や中山間地域総合整備事業等で既に事業認定されているものは新市に引き継ぐ。

住宅補助制度(定住促進)について

- ・新たな例規を制定し、住宅の建築費、増改築費を助成する。

保育所の保育料について

- ・負担金徴収基準額表は国基準の7階層とし、基準額については、以下とする。

※現行の各町村の階層区分別、年齢別基準額の平均額を調整

階層区分	徴収基準		
	3歳未満	3歳児	4歳以上
第1階層	0	0	0
第2階層	5,400	5,400	5,400
第3階層	14,200	14,200	14,200
第4階層	23,600	23,600	23,600
第5階層	34,300	34,300	34,300
第6階層	44,300	38,800	37,000
第7階層	54,500	40,600	38,100

幼稚園の入園料・保育料について

- ・入園料は1,000円とし、保育料は月額3,500円とする。
- ・就園奨励費は現行のとおり引き継ぐ。

学校給食について

- ・以下のとおり統一する。
 - 幼稚園児 3,800円(月額)
 - 幼稚園職員 3,800円(月額)
 - 小学生 3,900円(月額)
 - 中学生 4,200円(月額)【中学3年3月のみ1,500円】

豊後大野市の市章募集

期限は平成17年3月18日(金)まで

(※郵送の場合は、締切日の消印有効とする)

編集・発行／大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35(大原総合体育館内)
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール info@ohnogun-gappei.jp
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148